

高知県への建設残土等の搬入に関する計画書

作成者所属・職名・氏名()

連絡先()

項目	内 容		備考	確認欄	
土 砂 の 種 類			注0		
発生地情報	発 生 地	住 所			
		所 有 者			
	土 砂 発 生 原 因				
	発 注 者	事 業 所 の 名 称			
		所 在 地			
		代 表 者			
		電 話			
		責 任 者			
	発生させた者 (施工者)	電 話			
		事 業 所 の 名 称			
所 在 地					
代 表 者					
電 話					
発 生 地 現 場 状 況 写 真			注1		
許 認 可	内 容		注2		
	許 認 可 の 時 期				
	許 認 可 権 者				
	責 任 者				
	電 話				
仕出港への運送業者に関する情報	事 業 所 の 名 称				
	所 在 地				
	代 表 者				
	電 話				
	責 任 者				
	電 話				
ト ラ ッ ク 運 搬 台 数					
仕出港情報	港 湾 名				
	岸 壁 ・ 物 揚 場				
	野 積 場				
	申 請 者	事 業 所 の 名 称			
		所 在 地			
		代 表 者			
		電 話			
		責 任 者			
	管 理 者	電 話			
		名 称			
責 任 者					
電 話					

高知県への建設残土等の搬入に関する計画書

作成者所属・職名・氏名 ()

連絡先 ()

項目	内 容	備考	確認欄	
海上運送業者 に関する情報	事 業 所 の 名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
	電 話			
	責 任 者			
	電 話			
仕向港での港 湾荷役業者に 関する情報	事 業 所 の 名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
	電 話			
	責 任 者			
	電 話			
仕向港からの 運送業者に關 する情報	事 業 所 の 名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
	電 話			
	責 任 者			
	電 話			
仕向港からの 搬出先情報	ト ラ ッ ク 運 搬 台 数			
	搬 出 先 (住 所)			
	土 地 の 種 類		注0	
	所 有 者	事 業 所 名		
		所 在 地		
		代 表 者		
電 話				
責 任 者				
行 為 者	電 話			
	事 業 所 名			
	所 在 地			
	代 表 者			
	電 話			
責 任 者				
電 話				
使 用 目 的				
許 認 可	内 容		注2	
	許 認 可 の 時 期			
	許 認 可 権 者			
	責 任 者			
	電 話			

高知県への建設残土等の搬入に関する計画書

作成者所属・職名・氏名()

連絡先()

項目	内容	備考	確認欄
発生元・土砂検査証明書	検査機関名		
	責任者		
	連絡先		
	検査証明書	注3	
	検査状況写真	注4	

契約関係書類	契約書のコピー	注5	
	処分単価	注6	

注0：土地の種類は農地、森林、宅地等の別を記入してください。

注1：現場（発生土）の状況が分る写真（カラー）を提出して下さい。

注2：許認可はその地に土砂を搬出入して形状変更を行うために必要な土地の許認可を指します。

注3：発生元・土砂検査証明書を提出して下さい。

（土壤の汚染に係る環境基準、ダイオキシン類による水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準）

注4：検査状況が分る写真（カラー）を提出して下さい。

注5：発生元から搬出先までの一連の契約が分るようなものを全部提出して下さい。

注6：土砂処分単価が分る契約書も合わせて提出して下さい。

(7) 土壤の汚染

① 土壤の汚染に係る環境基準について（抜粋）

平成3年8月23日	環境庁告示第46号
平成5年3月8日	環境庁告示第19号
平成6年2月1日	環境庁告示第5号
平成6年2月21日	環境庁告示第25号
平成7年3月30日	環境庁告示第19号
平成10年4月24日	環境庁告示第21号
平成13年3月28日	環境省告示第16号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項による土壤の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壤の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壤については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速かにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壤の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメントンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルプ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中の濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、現状において当該地下水中的これらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液に1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びEPNをいう。

(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日環境庁告示第68号)
改正：平成14年7月22日環境省告示第46号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用する。
- 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

第2 達成期間等

- 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- 土壤の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壤の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。